

## 物価高騰、賃上げ対策としての経世済民を求める決議

長びく経済の低迷と社会保障費の負担増は、国民の可処分所得の低下をもたらしている。そこにパンデミックと戦争による物価高騰が国民生活を直撃した。

政府は5兆円の子備費をフル活用し、国民生活を守り、雇用と生産活動を維持するよう、下記の対策を行うよう求める。

### 記

- 1 電気料金高騰対策として、電力余力がある6月と12月請求分の電気料金を、値上げ等の状況を見ながら、全額国費で肩代りすることを検討すること。
- 2 LPガスについても、都市ガスとの公平性を確保し、対策を講じること。
- 3 食料安全保障を確保するため、配合飼料や肥料等の生産資材の高騰に対応し、前列のない特別対策を継続的に講じること。
- 4 医療介護・保育・福祉等の公定価格で働く人々の賃上げ対策を行うこと。
- 5 低所得世帯や子育て世帯に対し、定額給付金の支給を行うこと。  
その際、多子世帯に配慮し、子供一人あたりの支給とすること。
- 6 学校や医療介護施設の給食等の高騰対策のため、地方創生臨時交付金を十分な規模で配分すること。

以 上

## 【物価高に対する経済支援策に関する考え方】

本年1月の毎月勤労統計で実質賃金は前年比から4.1%下落し、2014年5月以来8年8カ月ぶりのマイナス幅となった。しかし、消費者物価指数は前年比4.2%と大幅に上昇し、第2次オイルショックの影響が残る1981年9月以来、41年4カ月以来の上昇率となっている。燃油、電気料金、食料品の特に輸入物価高による高騰は、全ての国民生活に影響を与え、民間企業はもとより公定価格での運営を強いられる業種の経営を脅かしている。今回の物価高は、ダイヤモンド・プル型インフレではなく、国民生活や経済に悪影響を与えるコスト・プッシュ型インフレである。本来、輸入物価高以外の国内由来のインフレであれば、賃金の上昇につながり、物価高を乗り切ることも出来るが、今般の物価高は、ひとえに輸入物価高の影響が大きく、岸田政権の重要課題である「賃上げ」の実現もままならない企業が大半であることが実態である。

国内経済を見ても、内閣府が公表した直近の令和4年第3四半期のGDPギャップ（経済全体の総需要と供給力の差）は依然として-2%となっており、実質賃金も下落傾向から転換する見通しは見えない。

コロナ禍も落ち着き、活発な経済活動が期待される中、急激な物価上昇が足かせにならないよう、今こそ痛みに寄り添った経済対策はまさに国民の要請である。予備費5兆円をフルに活用すると共に、対策の効果を国民に実感して頂くために、更なる補正予算の策定も考慮しつつ、「物価高騰、賃上げ対策としての経世済民を求める決議」に加え、下記1~7の細やかかつ思い切った経済対策についても十分留意し、可能な限り実現することが必要である。

また、物価高に対する緊急的な経済支援策に加え、日本経済を成長軌道に乗せるためには中長期的な経済対策も必要不可欠である。経済の新陳代謝を促し、より競争力のあるセクターへの、資源の再配分につながる経済構造を構築、アベノミクス「第3の矢」成長戦略の実現に向けた政策を総動員し、日本企業の生産性を引き上げていかなければならない。

### 記

#### 1 低所得者・子育て世代・高齢世帯への支援

消費税引き上げ後に「将来世代の負担軽減」に充てている部分を、少子化対策や教育投資等の「人への投資」へ充当。

#### 2 賃上げが難しい公定価格分野での物価高に負けない賃上げ支援

保育所や介護施設、医療機関、福祉施設等、公定価格で運営されている施設等に対する経営支援を行うと同時に、それらの施設等で働く保育士や介護士等の職員の賃上げのための給付。

### 3 エネルギー支援

電気料金高騰対策の対象から外れている特別高圧を共同受電している中小企業を支援の対象に加え、大型の研究施設や博物館等の特別高圧等も対象とする、隅々のニーズに合わせた対策を講じること。

燃油高騰で経営が圧迫されている中小・小規模事業者に対する柔軟な給付措置を創設し継続すること。

### 4 農林水産業支援

長引く配合飼料価格高騰により打撃を受けている畜産酪農業を支援するため、配合飼料価格安定制度に係る価格高止まりに対応した適切な支援措置を、令和4年度第4四半期分に係る対策の実施後においても継続実施。また、特に経営的に甚大な影響が生じており離農等が急増している酪農業に対しては、昨年実施した「飼料価格高騰緊急対策事業」において措置した経産牛一頭当たりの補填金を交付する支援の再度実施すること。

肥料等の生産資材の価格高騰対策についても、これまで実施してきた施策の効果を検証しつつ、現下の情勢と今後の見通し等を踏まえ、支援措置の拡充等も含めた継続的な実施。特に、肥料価格高騰対策事業については、令和5年の秋肥以降を対象とした同様の支援措置を継続すること。

### 5 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

コロナで打撃を受けた中小企業が、コロナ融資の据え置き期間が終了し返済が始まる。そういった中、物価や人件費高騰の影響を受けておりコロナゼロゼロ融資等、返済負担軽減策の更なる拡充・延長と、原材料・光熱費の上昇に対応することも含めた新たな資金需要の拡充を行うこと。

### 6 建設産業での賃上げ支援

燃料価格、資機材の高騰を受け、実施可能な公共事業が減少することを防ぎ、適正な利益を確保することで、建設産業分野での賃上げを支援するため、公共事業費の物価高騰分の増額を行うと共に、物価上昇分が確実に契約変更等に反映する措置を講じること。

### 7 あまねく国民の負担軽減支援

目下の経済状況の中で、民間企業に賃金アップを要請することは限界がある。可処分所得が毀損されている状況下において、国民に確かな賃金アップを実感して頂くためにも、物価安定まで、個人・企業が負担する社会保険料の減免を実施すること。また、消費税減税の効果を真摯に検討し、一定期間、国民の消費税負担を軽減すること。

更に、中小・小規模事業者、フリーランスの経済活動を直撃するインボイス制度導入を延期すること。